## 柏羽藤環境事業組合手数料条例施行規則

平成12年2月1日 規 則 第 1 号

柏羽藤環境事業組合手数料条例施行規則(昭和44年柏羽藤環境事業組合規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、柏羽藤環境事業組合手数料条例(平成11年柏羽藤環境事業組合条例第2号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

- 第2条 条例第2条第1項に定める手数料の徴収については、次に掲げる方法により徴収するものとする。
  - (1) 直接搬入ごみ その都度徴収する。
  - (2) 事業系収集ごみ 1 箇月分を翌月一括徴収する。
- 2 管理者が特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。

(手数料の減免)

- 第3条 条例第2条第2項の規定による手数料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 関係市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、関係市の市長が減免を認めた者
  - (2) 管理者が特に必要と認めた者
- 2 前項各号の減免する額については、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。